

第二版 はしがき

本書が出版されてから、僅か二年足らずで、第二版を世に出すことにした。初版出版後、最高裁判所及び下級裁判所より重要な判例がいくつか出され、『教科書』としての記述を改めなければならない点がいくつか出てきた。また、極右的政権の成立もあり、日本国憲法とは相容れない法律の制定・改正もあった。

今回、これらの動きに対応させて、加筆・訂正を行った。また、初版にあった誤植、記述の曖昧さを正し、同時に引用・参考文献を追加した。その作業にあたり、同僚である久保健助教授からは、良き読者として多くのご指摘を受けた。また棟久敬氏（一橋大学大学院博士課程）からは、校正の援助を受けた。ここに両氏のご助力に厚く御礼を申し上げる。

本書の基本性格に変更はない。初版「はしがき」にあるように、「法の賢慮」を求めようとする法学徒に、学的手続を学ばせることに主眼が置かれている。学的手続の習得は、電子媒体を利用した「情報収集作業」とは異質で、時間と手間のかかる仕事である。ただこの手仕事をなおざりにすれば、「世上の言葉」を真実と誤信する確率は高まる。本書が、若き法学徒にとって、憲法学習の一助になることを願っている。

第二版出版にあたって、小西英央氏に今回もお世話になった。改めて御礼を申し上げる。

2014年5月30日

碩人の誕生日に

加 藤 一 彦

は し が き

本書は、日本国憲法の憲法解釈書である。憲法解釈とは、個人が憲法を自由に扱い、自己の価値観に基づき、憲法の姿を語ることではない。それは床屋談義である。憲法解釈とは、既存の内外の学説を押さえ、過去の判例を習得し、「法の賢慮」に敬意を払いつつ、その中で、現代社会に対応し得る価値判断を含んだ憲法の言葉を記述することである。法学部教育では、この手続の重要性を学生に周知徹底させ、世間に多様なものの見方がある中で、特定解釈の選択の理由について、法論理的に説明できる能力を学ばせている。憲法学、法律学に正解はないとの言説は、多様で自由なものの見方を許容しつつ、法の語り手が、それぞれ自身の思うことを他者との関係性において、説得力のある通用性を構築することを意味する。

本書の狙いの1つは、そうしたことを踏まえて、判例を描きながらも、別の視点を提起した点にある。判例の習得は、もちろん不可欠である。本書でも、判例理論を確実に紹介している。ただ、判例、ことに最高裁判所の諸判例は、憲法学の水準に照らして、通説の域にも達していない場合が多い。そこで、本書でも、各学説の判例批判に焦点をあてつつ、改めて問題提起をするという姿勢を基本とした。そうした作業は、逆説的ながら、判例理論を浮き彫りにし、これによって初学者も、問題意識を共有することができると考えたからである。また、通説に対して別の視点を突き合わせることで、他の選択肢があり得ることも示した。両者を比較検討することで、通説を維持する場合にも、通説の弱点を知ることが重要だと考えたからである。

もう1つの狙いは、文献の引用を頻繁に行い、各人が原典にあたれるように、さらなる学習の便を図ったことである。体系書では、引用を省略す

る場合が多いが、外国の『憲法テキスト』では、正確な引用が行われている。本書もこれに倣った。

本書の執筆にあたり、「凡例」に掲げた書物を常時、机に置きながら参照した。先学の業績に改めて圧倒され、幾度も押しつぶされそうになった。何とか踏み止まったのは、勝ち気と無謀さが、バランスよくまだ残っていたからである。このバランスは、学友たちとの直接的な知的対話によって保たれてきた。一人一人お名前をあげはしないが、改めて、知識に生きる人たちが、高貴な精神の涼風を与え続けて下さったことに感謝したい。

最後に、本書の出版にあたり、編集者の視点のみならず、読者の視点からも多くの助言をされた小西英央氏に、改めて御礼を申し上げる。

2012年 8月 7日

妻幸子の誕生日に

加 藤 一 彦